

Vol. 22 No. 85 2025年7月

### 令和7年度個人ばく露測定定着促進補助金のお知らせ

令和6年4月から新たに化学物質の自律的管理に関する規制がすべて施行となり、リスクアセスメント対象物質を製造または取り扱う事業者は、リスクアセスメント結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露を出来る限り低減するなどの措置が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。

#### [補助を受けることができる事業者]

個人ばく露測定定着促進補助を受けることができる事業者を表1に示します。(すべて該当)

表1 補助を受けることができる事業者

番号	条件			
1	労働者災害補償保険の適用事業場			
2	次のいずれかに該当する中小企業事業者			
	業種	常時使用する労働者数※1	資本金又は出資の総額※1	
	大分類	小分類		
	小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービスなど	100人以下	5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
	その他の業種	農・林・漁業、製造業、運輸業など	300人以下	3億円以下
	※1 労働者数又は資本金等のどちらかを満たせば、中小企業事業者となります。			
3	リスクアセスメント対象物質を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業者			
	[補助金対象外事項]			
	法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善されない場合に実施する個人ばく露測定や、金属アーク溶接等作業における個人ばく露は補助金対象外となります。また、C測定、D測定で実施される法令で義務付けられた作業環境測定も補助金対象外となります。			

#### [補助の概要]

補助対象	補助金上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	10万円

#### [補助金公募期間と予定額]

公募期間	補助金の予定額
令和7年6月1日(日)～令和7年10月31日(金)	1億円

※予算額に対して申請総額が多額になると見込まれた場合は、公募は中止されます。また、交付申請に必要な書類は、(公社) 全国労働衛生団体連合会ホームページから指定様式(様式1)をダウンロードし、必要な書類を作成し申請してください。なお、本補助金は測定前に申請が必要となります。

交付申請に必要な書類(見積書等)や申請手続きの流れについて、ご質問等がありましたら弊社営業担当又は大気環境部の坂本までご連絡ください。

#### 【編集後記】

最近、平成理研の大気環境部では硬式テニスが流行っております。1日の業務終了後に、この6月7月の熱い気温の中、みんな楽しく練習や試合をしております。運動は、ストレス解消や良質な睡眠をとるために役立つと聞きます。もちろん、熱中症対策をしながら行っています。これを読んで頂いている皆様で、硬式テニスを趣味としている方がいましたら、ぜひ一緒にやってみませんか。



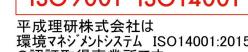
平成理研のHPがリニューアルしております。右記のQRコードをご参照ください。

#### 業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壤・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器他)



ISO9001 ISO14001



ANAB National Accreditation Board  
ACCREDITED  
MANAGEMENT SYSTEMS  
CERTIFICATION BODY

平成理研株式会社は  
環境マネジメントシステム ISO14001:2015  
の認証取得事業所です。

環境科学センターは  
品質マネジメントシステム ISO9001:2015  
の認証取得事業所です。

# 令和7年度 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たに化学物質の自律的管理に関する規制がすべて施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減することなどが義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

## 補助を受けることができる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- （1）労働者災害補償保険の適用事業場
- （2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金又は出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業 複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金等のどちらかを満たせば、中小企業事業者となります。

- （3）リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントが義務付けられている化学物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業者（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善されない場合に実施する個人ばく露測定②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く。また、C測定・D測定で実施される法令で義務付けられた作業環境測定もこの補助金の対象外）

## 補助の概要

補助対象	補助金上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	10万円

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1.補助の対象となる経費	2.補助基準額	3.補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析に要する経費（消費税は除く）  ① 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づき実施されたデザイン及びサンプリング ② ①の方法による採取試料の分析 ③ 作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等 1名当たり 5万円	1欄に掲げる補助対象経費と2欄に掲げる基準額とを比較して少ないほうの額の2分の1を交付額とする。なお、申請できる経費は当該事業場のうち1作業場当たり5万円を上限とする。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は10万円を上限とする。



厚生労働省



(公社) 全国労働衛生団体連合会（全衛連）

# 補助金公募期間と予定額

公募期間：令和7年6月1日（日）～10月31日（金）（必着） 補助金の予定額：1億円

期間中、受け付けた申請に基づき、概ね1か月に1回審査を実施し、交付決定をします。ただし、予定額に比して申請総額が多額になると見込まれた際は、公募を中止します。この場合、全衛連ホームページにてお知らせします。

## 交付申請に必要な書類

## 本補助金は、測定前に申請が必要です。

全衛連ホームページから指定様式（様式1）をダウンロードし必要な書類を作成し、申請してください。

\*個人ばく露測定定着補助金交付申請書（様式1）

<添付書類>

1. 事業場等概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は確認のため追加資料をお願いする場合があります。

## 測定報告及び補助金請求に必要な書類

全衛連ホームページから指定様式（様式4）をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

\*個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）

<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）又は領収書に代わるものとして決済済みの振込証明書（写）

## 申請手続きの流れ

### 個人ばく露測定費用の見積

- ・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらう。

### 期間内に郵送等により申請

- ・補助金申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、申請してください。

### 交付決定/不交付決定

- ・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送いたします。

### 測定の発注・測定の実施

- ・交付決定通知書が届いた後作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。※決定通知前に実施した場合補助金の対象となりません。

### 測定実績報告及び 補助金請求書を提出

- ・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、申請してください。必要書類は令和8年2月28日までに申請書類提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには、補助金をお支払いできません。

### 補助金の交付

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

## 申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類の入手

<https://www.zeneiren.or.jp>

申請書類提出先

〒108-0014 東京都港区4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス

[hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

相談等

Tel 03-6453-9969 (平日 午前10時～午後5時)

注意 この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他規程類をよく読み理解してから申請してください。